

○厚生労働省令第九十六号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十一条第一項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月二十八日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二条中第十号を第二十一号とし、第九号を第十七号とし、同号の次に次の三号を加える。

十八 マラリア

十九 野兔病

二十 リフトバレー熱

第二条中第八号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六 ベネズエラウマ脳炎

第二条中第七号を第十四号とし、第六号を第九号とし、同号の次に次の四号を加える。

十 チクングニア熱

十一 デング熱

十二 東部ウマ脳炎

十三 日本脳炎

第二条中第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 西部ウマ脳炎

第二条中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 ウエストナイル熱

三 黄熱

附 則

この省令は、平成二十七年四月二十八日から施行する。